平成２５年（フ）第２５８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口461番地２　コーポキャッスル６号
債務者　千葉　文子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９８号
岩手県奥州市水沢区字多賀130番地９　菊美荘Ｂ－２号室
債務者　小野寺浩之
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３００号
盛岡市本宮３丁目35番18号
債務者　髙橋　敏彦
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６７５号
仙台市泉区桂３丁目21番地の16
債務者　猿田　直人
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
山形県鶴岡市文下字村ノ内109番地
債務者　佐藤富貴子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第４０２号
茨城県水戸市東野町116番地の２
債務者　兼川　春菜
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４０８号
茨城県ひたちなか市大字東石川2613番地５
債務者　中満　　靖
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４０９号
茨城県ひたちなか市大字東石川2613番地５
債務者　中満　博子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０６号
群馬県太田市茂木町715番地１　モテギコーポＡ―201号
債務者　黒澤　康弘
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１１４号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田3408番地　谷向町営住宅団地51号
債務者　岩下　兄侍
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３５４号
愛知県一宮市多加木５丁目１番４号　コーポラスアオイ101号
債務者　鷲見　良三
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３５５号
愛知県一宮市多加木５丁目１番４号　コーポラスアオイ101号
債務者　鷲見　友子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３５９号
愛知県一宮市苅安賀１丁目５番19号
債務者　岩島　　守
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１６１号
京都市右京区梅津中倉町３番地９　松尾橋ハイツ104号室
債務者　山本　　輝
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４５号
京都市北区上賀茂東上之段町２番地　グランメゾン上賀茂306号
債務者　川嵜　正樹
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４７号
京都市中京区西ノ京中保町33番地
債務者　森平　　諭
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
鳥取県倉吉市西福守町600番地８
債務者　川上　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部